幌延町告示第３１号　別記

# 幌延町建設工事等競争入札参加資格審査申請受付要領

令和９年度及び令和 10 年度に幌延町が発注する建設工事・設計等の競争入札に参加希望される方の資格審査申請を次のとおり受付いたします。

１　審査基準日（経営事項審査及び入札参加資格審査を受ける上で基準となる日）

資格審査書類に関する基準日は次のとおりです。

⑴　建設工事　令和８年１２月１日

⑵　設 計 等　令和８年１２月１日

２　資格要件等

⑴　建設工事を希望する場合

建設工事とは、土木一式工事、建築一式工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、舗装工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、さく井工事、建具工事、水道施設工事、消防施設工事、清掃施設工事、解体工事の２９種類で、建設業の許可を必要とする工事種別をいいます。

①　審査基準日（令和８年１２月１日）において、資格に対応する建設業の許可を受けてから２年以上その事業を営んでいなければなりません。

②　資格に対応する建設業の許可については、国土交通大臣又は都道府県知事が行う経営事項審査を受けて、その結果通知を有していなければなりません。

なお、申請書類として総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書）の写しを必ず提出してください。ただし、経営事項審査結果については、建設業法第２７条の２９第１項に規定する総合評定値（Ｐ点）の通知を受けていること。

③　経営事項審査結果において、「資格に対応する建設業の基準決算期又は基準決算期以前の決算期のいずれかに完成工事高があること」が必要です。

⑵　設計等を希望する場合

設計等とは、建築物の設計（建築設計）、土木施設物の設計（土木設計）、測量、地質調査、道路清掃、技術資料作成、造林の７種類で、建設業の許可を必要としない種別をいいます。

①　建築設計を希望する場合は、建築士法による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録が必要です。ただし、建築設備のみの設計を業とする場合はこの限りではありません。

測量を希望する場合は、測量法による測量業者の登録が必要です。

②　審査基準日（令和８年１２月１日）において、引き続き１年以上その資格に関する事業を営んでいることに併せて、直前１年間に事業高（営業実績）があることが必要です。

③　個人の場合は、従業員の数が３人以上であることが必要です。

幌延町告示第３１号　別記

３　資格審査の受付期間及び申請方法等

令和９・10 年度の資格審査申請の受付期間及び申請方法は次のとおりです。

①受付期間等

⑴　令和８年 12 月 10 日（木)～令和９年１月 29 日（金）
（原則としてインターネット（下記詳細）での申請のみ受付する）

⑵　共同企業体等に係る申請については、当該企業体等が結成されたとき別に書面で受付する。

⑶　上記受付期間終了後、町長が特に認めた場合、随時に申請を受け付けする期間を設ける。

②申請の方法等

ア　申請方法

申請者は、インターネットを利用して、イに掲げる北海道市町村入札参加資格共同審査ポータルサイト（以下、「ポータルサイト」という。）にアクセスし、エの北海道市町村入札参加資格共同審査協議会が運用する北海道市町村入札参加資格共同審査システム（以下、「共同審査システム」という。）に必要な情報の入力及び添付が必要な書類情報を送信することによって行う資格審査の申請（以下「電子申請」という。）を行わなければならない。

イ　共同審査システムのシステム利用申請及び電子申請入り口等

ポータルサイトへのアクセスは、次のホームページアドレスからによる。なお、共同審査システムの稼働時間については、ポータルサイトにおいて掲示する稼働日時による。

＜北海道市町村入札参加資格共同審査ポータル＞

ＵＲＬ：https://www.hoctec.info/kyoshin/

ウ　共同審査に係る申請の手引き及び様式等の入手先

共同審査に係る申請の手引き及び様式等は、ポータルサイトに掲載の資料よりダウンロードするものとする。

エ　共同審査に関する運営及び問い合わせ先

＜北海道市町村入札参加資格共同審査協議会　事務局＞

一般財団法人北海道建設技術センター　入札参加資格審査担当

ＴＥＬ：０１１―７３３－２３２２

（電話受付時間 土・日・祝日を除く午前９時００分から午後５時００分まで）

Ｅ－ｍａｉｌ：kyoshin@hoctec.or.jp

４　資格の有効期間

幌延町の資格審査は隔年制を採用しておりますので、資格の有効期間は令和９年度及び令和 10 年度の２年間となります。従って、令和９年度に資格を得た場合は令和 10 年度（中間年）に申請する必要はありません。

５　受付要領に係る問合せ窓口

幌延町告示第３１号　別記

幌延町役場 産業建設課 管理係　℡０１６３２－５－１１１６（内線２５３）